

錦地域における公共施設アクションプログラム

宇佐川エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 錦地域宇佐川エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
宇佐川小	23	208	350人	9人 (2.6%)	98人 (28.0%)	243人 (69.4%)

(2) 施設の設置状況

錦地域宇佐川エリアの公共施設は、56 施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	宇佐川	高根21世紀センター	○	W	1988	279.88	○	土	継続	維持(長寿)	21
2	市民文化系施設	集会所	宇佐川	落合集会所	—	W	1994	39.75	○	土	継続	譲渡,協議	23
3	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	らんかん高原交流センター	—	W	2002	485.36	○	—	継続	維持(改修),検討	116
4	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	らんかん高原オートキャンプ場	—	W	1998	310.00	○	—	継続	維持(改修),検討	116
5	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	羅漢山青少年旅行村	—	W	1976	343.73	旧	—	継続	検討	116
6	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	錦高根総合交流促進施設「清流の郷」	—	S	1999	1,363.69	○	土	継続	検討	118
7	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	体験ふれあい農園研修棟(どろんこの館)	—	W	1999	53.95	○	土	継続	検討	118
8	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	寂地峡観光施設(寂地公園案内所)	—	W	1982	66.10	○	土	継続	維持(改修),検討	119
9	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	寂地峡管理棟(菩提樹)	—	W	1993	146.00	○	土	継続	維持(改修),検討	119
10	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	宇佐川	寂地峡休憩所	—	W	1990	32.40	○	土	継続	維持(修繕)	119
11	産業系施設	加工場	宇佐川	錦宇佐農産物加工場	—	S	1991	114.80	○	土	廃止	譲渡,協議,廃止	143
12	産業系施設	加工場	宇佐川	向峠地区農業センター	—	W	2001	26.50	○	—	継続	譲渡,協議	144
13	学校教育系施設	小学校	宇佐川	宇佐川小学校	—	RC	1980	1,653.40	○	土	継続	検討	161
14	子育て支援施設	保育園	宇佐川	高須へき地保育園	—	W	1992	404.92	○	—	廃止	譲渡,協議	212
15	医療施設	診療所	宇佐川	錦宇佐診療所	—	W	1977	100.31	旧	土	継続	維持(修繕),検討	236
16	行政系施設	出張所等	宇佐川	高根出張所	○	W	1988	60.98	○	土	継続	維持(長寿)	251
17	行政系施設	消防団車庫等	宇佐川	消防団錦方面隊3ー3消防器庫兼詰所	—	LGS	1988	36.00	○	土	継続	維持(修繕),検討	261

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
18	行政系施設	消防団車庫等	宇佐川	消防団錦方面隊3-4消防器庫	—	S	1980	48.30	旧	土	継続	維持(修繕)検討	261
19	行政系施設	消防団車庫等	宇佐川	消防団錦方面隊3-5消防器庫兼詰所	—	S	1986	36.00	○	—	継続	維持(修繕)検討	261
20	行政系施設	消防団車庫等	宇佐川	消防団錦方面隊4-4消防器庫	—	S	1982	24.00	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
21	行政系施設	その他行政系施設	宇佐川	高根バス車庫	—	W	1993	84.20	○	—	継続	維持(修繕)	275
22	行政系施設	その他行政系施設	錦清流宇佐川	市営バス関連施設	—	W	1996	151.76	○	—	継続	維持(修繕)	275
23	公営住宅	単独定住住宅	宇佐川	錦宇佐住宅	—	W	1989	124.00	○	—	継続	維持(長寿)譲渡協議	309
24	公営住宅	単独定住住宅	宇佐川	錦向峠住宅	—	W	1989	124.00	○	土	継続	維持(長寿)譲渡協議	310
25	公営住宅	単独定住住宅	宇佐川	錦大原住宅	—	W	1989	124.00	○	土	継続	維持(長寿)譲渡協議	310
26	公営住宅	若者定住住宅	宇佐川	錦高根若者定住住宅	—	W	1997	145.00	○	—	継続	維持(長寿)譲渡協議	310
27	公営住宅	教職員住宅	宇佐川	宇佐川小学校教職員住宅	—	W	1989	285.00	○	土	継続,転用	維持(修繕)	316
28	その他	普通財産集会所	宇佐川	金山谷集会所	—	W	1986	34.00	○	土	継続	譲渡協議	331
29	その他	普通財産集会所	宇佐川	後野集会所	—	W	1985	59.62	○	土	継続	譲渡協議	331
30	その他	普通財産集会所	宇佐川	三和集会所	—	W	1990	54.65	○	土	継続	譲渡協議	331
31	その他	普通財産集会所	宇佐川	大原上集会所	—	W	1979	66.10	旧	土	移転	廃止協議	332
32	その他	普通財産集会所	宇佐川	畷集会所	—	W	1991	62.00	○	土	継続	譲渡協議	332
33	その他	普通財産集会所	宇佐川	福田集会所	—	W	1995	63.76	○	土	継続	譲渡協議	332
34	その他	普通財産集会所	宇佐川	立野集会所	—	W	1986	60.00	○	土	継続	譲渡協議	332
35	その他	普通財産集会所	宇佐川	宇佐郷上集会所	—	W	1985	59.62	○	—	継続	譲渡協議	332
36	その他	普通財産集会所	宇佐川	宇佐集会所	—	W	1984	70.38	○	土	継続	譲渡協議	332
37	その他	普通財産集会所	宇佐川	向峠生活改善センター	—	W	1976	99.69	旧	土	移転	廃止協議	332
38	その他	普通財産集会所	宇佐川	向峠西集会所	—	W	1986	62.00	○	土	継続	譲渡協議	333
39	その他	普通財産集会所	宇佐川	三共集会所	—	W	1987	60.00	○	—	継続	譲渡協議	333
40	その他	普通財産集会所	宇佐川	山崎集会所	—	W	1988	60.00	○	土	継続	譲渡協議	333
41	その他	普通財産集会所	宇佐川	常国集会所	—	W	1987	60.00	○	土	継続	譲渡協議	333
42	その他	普通財産集会所	宇佐川	浅原集会所	—	W	1982	59.49	○	土	継続	譲渡協議	333
43	その他	普通財産集会所	宇佐川	大原下集会所	—	W	1984	59.62	○	土	継続	譲渡協議	334
44	その他	普通財産集会所	宇佐川	柏原集会所	—	W	1986	60.00	○	—	継続	譲渡協議	334
45	その他	公衆便所	宇佐川	宇佐公衆便所	—	CB	1962	6.61	旧	土	移転	廃止	355
46	その他	公衆便所	宇佐川	宇佐郷あさぎり市公衆便所	—	W	1989	10.75	○	土	継続	維持(修繕)	355
47	その他	公衆便所	宇佐川	宇佐ふれあい広場公衆便所	—	W	1991	8.09	○	土	継続	維持(修繕)	355
48	その他	旧小中学校等	宇佐川	旧宇佐小学校	—	RC	1962	1,261.00	旧	土	—	廃止協議	382
49	その他	旧小中学校等	宇佐川	旧向峠小学校	—	W	1988	1,425.00	○	土・洪	—	譲渡協議,廃止協議	382
50	その他	旧小中学校等	宇佐川	旧向峠小学校教職員住宅	—	W	1997	53.00	○	土	—	譲渡協議,廃止協議	382
51	その他	旧小中学校等	宇佐川	旧大原小学校	—	W	1984	910.00	○	土	—	維持(修繕)	383
52	その他	その他の施設	宇佐川	宇佐郷地区移動通信用鉄塔(付属施設)	—	S	1999	179.00	○	—	継続	維持(改修)	389
53	その他	その他の施設	宇佐川	宇佐地区移動通信用鉄塔(1工区)	—	S	2000	64.00	○	—	継続	維持(改修)	389
54	その他	その他の施設	宇佐川	宇佐地区移動通信用鉄塔(2工区)	—	S	2000	31.36	○	土	継続	維持(改修)	389
55	遊休資産	遊休資産	宇佐川	旧宇佐小学校職員住宅	—	W	1956	39.00	旧	土	—	廃止	396
56	遊休資産	遊休資産	宇佐川	旧錦高根診療所	—	W	1960	186.00	旧	土	—	廃止	396

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
宇佐川エリア	高根21世紀センター	23	208世帯	350人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が1. 高根21世紀センター、2. 落合集会所の2施設、普通財産集会所が28. 金山谷集会所、29. 後野集会所、30. 三和集会所、31. 大原上集会所、32. 啜集会所、33. 福田集会所、34. 立野集会所、35. 宇佐郷上集会所、36. 宇佐集会所、37. 向峠生活改善センター、38. 向峠西集会所、39. 三共集会所、40. 山崎集会所、41. 常国集会所、42. 浅原集会所、43. 大原下集会所、44. 柏原集会所の17施設、合わせて19施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 高根21世紀センター

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

2. 落合集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

**28. 金山谷集会所、29. 後野集会所、30. 三和集会所、32. 囃集会所、33. 福田集会所、34. 立野集会所、
35. 宇佐郷上集会所、36. 宇佐集会所、38. 向峠西集会所、39. 三共集会所、40. 山崎集会所、
41. 常国集会所、42. 浅原集会所、43. 大原下集会所、44 柏原集会所**

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

31. 大原上集会所、37. 向峠生活改善センター

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

ウ アクションプログラム

1. 高根 21 世紀センター

宇佐川エリアの地域づくり拠点施設とします。高根出張所との複合施設で、1988 年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から 35 年経過しています。地区自治協議会等の会議や介護予防教室、生け花教室などに使用され、諸室の平均稼働率は 6.2%で、年間約 1,000 人が利用しています。

地域づくり拠点施設に位置づけていることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づく計画的な改修を行い継続使用します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動・管理運営手法を令和 7 年度までに検討します。

**28. 金山谷集会所、29. 後野集会所、30. 三和集会所、32. 囃集会所、33. 福田集会所、34. 立野集会所、
35. 宇佐郷上集会所、36. 宇佐集会所、38. 向峠西集会所、39. 三共集会所、40. 山崎集会所、
41. 常国集会所、42. 浅原集会所、43. 大原下集会所、44 柏原集会所**

金山谷集会所と立野集会所、向峠西集会所、柏原集会所は、1986 年に建設し、建築から 37 年経過しています。

後野集会所と宇佐郷上集会所は、1985 年に建設し、建築から 38 年経過しています。

三和集会所は、1990 年に建設し、建築から 33 年経過しています。

囃集会所は、1991 年に建設し、建築から 32 年経過しています。

福田集会所は、1995 年に建設し、建築から 28 年経過しています。

宇佐集会所は、1984 年に建設し、建築から 39 年経過しています。

三共集会所と常国集会所は、1987 年に建設し、建築から 36 年経過しています。

山崎集会所は、1988 年に建設し、建築から 35 年経過しています。

浅原集会所は、1982 年に建設し、建築から 41 年経過しています。

大原下集会所、1984 年に建設し、建築から 39 年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

2. 落合集会所

1994 年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年経過しています。利用実態がないことから令和 7 年度までに廃止し、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

31. 大原上集会所、37. 向峠生活改善センター、

大原上集会所は、1979 年に建設し、建築から 44 年経過しています。

向峠生活改善センターは、1976 年に建設し、建築から 47 年経過しています。

いずれの施設も旧耐震基準で建設し、地域に無償貸与し、費用負担を含めて地域が管理運営していますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、3. らかん高原交流センター、4. らかん高原オートキャンプ場、5. 羅漢山青少年旅行村、6. 錦高根総合交流促進施設「清流の郷」、7. 体験ふれあい農園研修棟（どろんこの館）、8. 寂地峡観光施設（寂地公園案内所）、9. 寂地峡管理棟（菩提樹）10. 寂地峡休憩所の8施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は121ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

3. らかん高原交流センター、4. らかん高原オートキャンプ場

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。施設は、耐震基準を満たしていることから、当面は必要な改修等を行い継続利用するものの、大規模な改修が必要となった段階で、上記の在り方の検討結果を踏まえて検討する。

5. 羅漢山青少年旅行村

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。施設は、旧耐震基準で建設されており、老朽化が顕著で、安全性が危惧されることから、利用実態を精査して、適正規模への建て替え・廃止を含めて在り方について検討する。

《参考》

① らかん高原本郷野外活動交流施設

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。旧耐震基準の「らんかん高原本郷野外活動交流施設」については、利用実態を踏まえ、周辺の無料休憩所へ機能を移転し、廃止を検討する。

② 本郷らんかんバンガロー（大バンガロー）、③ 本郷らんかんバンガロー（ケビン）

④本郷らんかんバンガロー（ログハウス）

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。当面は必要な改修等を行い継続利用するものの、大規模な改修が必要となった段階で、在り方の検討結果を踏まえて検討する。

⑤本郷らんかん高原無料休憩所

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。耐震基準を満たしておらず、当面は必要な修繕等を行い継続利用するものの、「らんかん高原本郷野外活動交流施設」との機能移転等の検討結果を踏まえ、在り方を検討する。

6. 錦高根総合交流促進施設「清流の郷」、7. 体験ふれあい農園研修棟（どろんこの館）

耐震基準を満たしており、都市と農村の交流を促進し、農業に対する理解を深め、特産品の振興等を図るため、当面は機能を継続するものの、利用実態を踏まえ、今後の在り方について検討する。

8. 寂地峡観光施設（寂地公園案内所）

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいる。寂地峡の豊かな自然を生かし、観光客誘致を促進するとともに、魅力ある観光地づくりと地域の活性化等を図るため、当面は必要な改修等を行い継続利用するものの、大規模な改修が必要となった段階で、利用実態を踏まえ、廃止を含めて在り方について検討する。

9. 寂地峡管理棟（菩提樹）

耐震基準を満たしており、寂地峡の豊かな自然を生かし、観光客誘致を促進するとともに、魅力ある観光地づくりと地域の活性化等を図るため、当面は必要な改修等を行い継続利用するものの、大規模な改修が必要となった段階で、利用実態を踏まえ、廃止を含めて在り方について検討する。

10. 寂地峡休憩所

耐震基準を満たしており、観光客等の利便性の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

3. らかん高原交流センター、4. らかん高原オートキャンプ場、5. 羅漢山青少年旅行村

※①らんかん高原本郷野外活動交流施設、②本郷らんかんバンガロー（大バンガロー）、③本郷らんかんバンガロー（ケビン）、④本郷らんかんバンガロー（ログハウス）、⑤本郷らんかん高原無料休憩所

広域的交流拠点として、基本的に機能を継続するものの、令和7年度までに利用実態及び施設の状態を精査し、らんかん高原全体の施設の在り方、経営の在り方について検討します。

6. 錦高根総合交流促進施設「清流の郷」、7. 体験ふれあい農園研修棟（どろんこの館）

錦高根総合交流促進施設「清流の郷」は、温泉施設、宿泊棟、管理棟などで構成しています。体験ふれあい農園研修棟（どろんこの館）とともに同一敷地内に位置し、いずれも1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。錦地域に類似機能の施設があることから、令和7年度までに利用実態を把握した上で、今後の施設の在り方について検討します。

管理運営は指定管理者が行っていますが、利用料金などにより経営していることから業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

8. 寂地峡観光施設（寂地公園案内所）、9. 寂地峡管理棟（菩提樹）、10. 寂地峡休憩所

寂地峡観光施設（寂地公園案内所）は1982年に、寂地峡管理棟（菩提樹）は1993年に、寂地峡休憩所は1990年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ41年、30年、33年経過しています。岩国市の観光拠点のひとつとして今後も維持することから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(3) 加工場

加工場として、11. 錦宇佐農産物加工場、12. 向峠地区農業センターの2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は145ページを参照）

【機能】

岩国市の農産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設内で行われていることが農産物等の加工・販売等であり、地域団体が一定の収入を得て主体的に運営していくことが可能なことから、耐震基準を満たしている施設については、取組内容や経営状況を精査した上で、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議します。

譲渡に当たっては、農業振興のための支援施策の在り方について別途検討します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

耐震基準を満たしていない施設については、原則廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 錦宇佐農産物加工場

柿の加工場として使用していたものの、現在は加工場として使用していないことから機能は廃止する。建物は、耐震基準を満たしており、地域と今後の利用について協議し、利用が見込める場合は、補助金等適正化法との関係を整理し、譲渡について協議する。なお、地元譲受けの意向がない場合は、廃止（除却）する。

12. 向峠地区農業センター

耐震基準を満たし、地元団体が食品加工許可を取得し、食品の加工販売を行い一定の収入を確保していることから、当該団体への譲渡について協議する。なお、地元譲受けの意向がない場合は、廃止する。

ウ アクシヨンプログラム

11. 錦宇佐農産物加工場

1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。加工場として機能していないことから、令和7年度までに、補助金等適正化法との関係を整理し、地域利用の可能性について譲渡を含めて検討・協議します。

12. 向峠地区農業センター

2001年に新耐震基準で建設し、建築から22年経過しています。地元の団体が食品加工場として使用し、一定の収入を確保していることから、令和7年度までに同団体への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含めて協議します。

(4) 小学校

小学校として、13. 宇佐川小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方

針」(平成31年2月)や「岩国市学校施設長寿命化計画」(令和2年3月)を踏まえ、小学校の規模及び配置の適正化の対象を選定します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」(平成31年2月)や「岩国市学校施設長寿命化計画」(令和2年3月)を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

13. 宇佐川小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。検討・協議結果により、今後も継続する学校施設については、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

13. 宇佐川小学校

校舎は、1980年に旧耐震基準で、体育館は、1984年に新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ43年、39年経過しています。校舎は、耐震診断の結果、耐震基準を満たしています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

(5) 保育園

保育園として、14. 高須へき地保育園を設置しています。

ア 基本方針(個別施設計画から抜粋。詳細は213ページを参照)

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年10月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化(施設の民間移管等)を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

14. 高須へき地保育園

平成 28 年度から休園しており、機能は廃止する。建物は、耐震基準を満たしており、補助金等適正化法との関係を整理した上で民間譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

14. 高須へき地保育園

園舎は、1992 年に新耐震基準で建設し、建築から 31 年経過しています。平成 28 年度から休園しており、令和 7 年度までに、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

(6) 診療所

診療所として、15. 錦宇佐診療所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 237 ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続するものの、利用実態を精査し、利用者がほとんど見込まれない診療所については、代替機能の確保を含め今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

15. 錦宇佐診療所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいる。地域医療を確保するため、当面、必要な修繕を行い継続使用するものの、利用実態を精査し、今後の在り方についても検討する。

ウ アクションプログラム

15. 錦宇佐診療所

1977 年に旧耐震基準で建設し、建築から 46 年経過しています。地域医療を確保するため、当面必要な修繕を行い継続利用します。

(7) 出張所等

出張所等として、16. 高根出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、施設全体の機能の見直しを図ります。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

16. 高根出張所

高根 21 世紀センターとの併設で、耐震基準を満たしている。地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

16. 高根出張所

高根 21 世紀センターとの複合施設で、1988 年に新耐震基準で建設し、建築から 35 年経過しています。施設は、併設する高根 21 世紀センターに合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(8) 消防団車庫等

消防団車庫等として、17. 消防団錦方面隊 4－1 消防器庫兼詰所、18. 消防団錦方面隊 4－2 消防器庫、19. 消防団錦方面隊 4－3 消防器庫兼詰所、20. 消防団錦方面隊 4－4 消防器庫の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

17. 消防団錦方面隊 3－3 消防器庫兼詰所、18. 消防団錦方面隊 3－4 消防器庫、
19. 消防団錦方面隊 3－5 消防器庫兼詰所、20. 消防団錦方面隊 4－4 消防器庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

17. 消防団錦方面隊 3－3 消防器庫兼詰所、18. 消防団錦方面隊 3－4 消防器庫、
19. 消防団錦方面隊 3－5 消防器庫兼詰所、20. 消防団錦方面隊 4－4 消防器庫

消防団錦方面隊 4－2 消防器庫は旧耐震基準で、それ以外は新耐震基準で建設し、建築から 35 年～43 年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(9) その他行政系施設

その他行政系施設として、21. 高根バス車庫、22. 市営バス関連施設の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

21. 高根バス車庫

生活交通バス関連施設として必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

22. 市営バス関連施設

耐震基準を満たしており、生活交通バスの運行に必要であるため、必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

21. 高根バス車庫、22. 市営バス関連施設

高根バス車庫は、1993 年に新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過しています。

生活交通バスの車庫等として必要な修繕等を行い継続使用します。令和 7 年度までに車庫全体の在り方について検討します。

市営バス関連施設は、「錦清流エリア アクションプログラム」に一括して記載してあります。

(10) 単独定住住宅及び若者定住対策住宅

単独定住住宅及び若者定住対策住宅として、23. 錦宇佐住宅、24. 錦向峠住宅、25. 錦大原住宅、26. 錦高根若者定住住宅の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 311 ページを参照）

【機能】

移住・定住等を促進するための「単独定住住宅」及び「若者定住対策住宅」については基本的に機能を継続します。

【建物】

耐震基準を満たし、建築から 30 年未満の建物については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。なお、戸建て住宅で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議します。

今後の定住住宅の在り方については、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として政策的に必要な定住住宅の在り方について検討します。

なお、令和 4 年度に策定した「岩国市住生活基本計画」に基づき改定する次期「岩国市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

23. 錦宇佐住宅、24. 錦向峠住宅、25. 錦大原住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。なお、戸建て住宅について、入居者に譲受けの意向がある場合は、譲渡について協議する。

26. 錦高根若者定住住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。戸建て住宅で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

長寿命化計画による錦地域の令和 4 年現在の単独定住・若者定住住宅の管理戸数は 21 戸で、将来（令和 32 年）の必要戸数を 8 戸としています。

必要戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

23. 錦宇佐住宅、24. 錦向峠住宅、26. 錦高根若者定住住宅

錦宇佐住宅（木造）は、1989 年の建設で、建築から 34 年経過し、管理戸数 2 戸のうち 1 戸に入居しています。

錦向峠住宅（木造）は、1989 年の建設で、建築から 34 年経過し、管理戸数 2 戸で全戸に入居しています。

錦高根若者定住住宅（木造）は、1997 年の建設で、建築から 26 年経過し、管理戸数 2 戸で全戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設しており、必要な管理戸数を確保するため、当面必要な修繕を行い、継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、今後の在り方を検討します。

25. 錦大原住宅

1989 年と 1990 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年、33 年経過しています。

管理戸数 2 戸（戸建て住宅 2 棟）で、現在入居者がいないことから、令和 7 年度までに公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウディング型市場調査を行い、有効活用を検討します。

(11) 教職員住宅

教職員住宅として、27. 宇佐川小学校教職員住宅を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 317 ページを参照）

【機能】【建物】

離島や中山間地域を抱える本市の特性から、市立小中学校に勤務する教職員とその家族に住居を提供する機能は今後も必要なものの、道路・交通事情の改善、民間賃貸住宅の整備水準の向上などから教職員住宅に対するニーズが減少し、入居していない施設もあることや市内に民間の賃貸住宅の空き家が多数あることから、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んで使用が困難な施設については、現在の入居者に配慮した上で廃止します。

なお、今後、新たに教職員住宅が必要となった場合の対策について、民間ストックの活用を含め別途検討します。

【管理運営】

建設年次の新しい施設で小規模な修繕によって使用可能な住宅については、子育て世代向けの住宅や定住対策向けの住宅などの使用を検討するほか、民間への売却を含め、活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

27. 宇佐川小学校教職員住宅

耐震基準を満たしており、現在、入居者が居ることから、必要な修繕等を行い継続利用する。教職員住宅へのニーズを把握し、ニーズがない場合は、他の用途での活用や民間への売却を含め検討する。

ウ アクシオンプログラム

27. 宇佐川小学校教職員住宅

1989 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過しています。管理戸数は 6 戸ですが、令和 5 年度現在、一時的に入居者がいない状態となっています。

宇佐川小学校が学校施設として継続する間は、当面必要な修繕を行い継続使用しますが、今後の入居者の状況を確認の上、令和 7 年度までに他の用途への活用等について検討します。

(12) 公衆便所

公衆便所として、45. 宇佐公衆便所、46. 宇佐郷あさぎり市公衆便所、47. 宇佐ふれあい広場公衆便所の 3 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 356 ページを参照）

【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

【管理運営】

現行どおりとします。

イ 個別施設計画での方向性

45. 宇佐公衆便所

旧耐震基準の施設であり、近隣に寂地峡観光施設の便所が存在することから、当面継続するものの、利用状況等を踏まえ、修繕が生じた段階で廃止する。

46. 宇佐郷あさぎり市公衆便所、47. 宇佐ふれあい広場公衆便所

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

45. 宇佐公衆便所

1962 年に旧耐震基準で建設し、建築から 61 年経過し、老朽化が顕著となっています。利用状況等を踏まえ、令和 7 年度までに廃止し、除却時期を調整します。

46. 宇佐郷あさぎり市公衆便所、47. 宇佐ふれあい広場公衆便所

宇佐郷あさぎり市公衆便所は 1989 年に、宇佐ふれあい広場公衆便所は 1991 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 34 年、32 年経過しています。あさぎり市や広場の利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から必要な修繕を行い継続使用します。

(13) 旧小・中学校等

旧小・中学校等として、48. 旧宇佐小学校、49. 旧向峠小学校、50. 旧向峠小学校教職員住宅、51. 旧大原小学校の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 384 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

廃校となった学校施設等は、耐震基準を満たしている施設については、地域住民の自主的な活動の場や民間事業者の事業活動の場として有効利用されていることから、基本的に継続する。なお、民間事業者が使用している施設については譲渡について協議します。

その上で、更なる有効活用を図るため、地域団体や民間事業者を対象に、売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

旧耐震基準で、かつ、老朽化が顕著な施設については、安全性の確保の観点から、廃止（除却）の方向で協議します。

イ 個別施設計画での方向性

48. 旧宇佐小学校

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧されることから、地域住民の自主的な活動の場としての代替策を含めて廃止について協議する。

49. 旧向峠小学校、50. 旧向峠小学校教職員住宅

耐震基準を満たしており、民間事業者に貸付していることから、譲渡について協議する。譲受けの意向がない場合、貸付を継続するものの、修繕が必要となった段階で廃止の方向で調整する。

51. 旧大原小学校

耐震基準を満たしており、地域住民の自主的な活動の場、コミュニティ活動の場として使用されていることから、必要な修繕を行い継続使用する。施設・設備の改修が必要となった段階で、代替策を含めて廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

48. 旧宇佐小学校

校舎は 1968 年に、体育館は 1962 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 55 年、61 年経過して老朽化が顕著となっています。給食棟は、1993 年に新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過しています。

校舎は 1 室（全体で 9 室）を月に 1 回程度サロンとして使用し、体育館と給食棟は未使用です。

校舎及び体育館は、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、給食棟の活用により代替策を講じた上で、校舎については、廃止について協議します。体育館は、除却時期を調整します。

49. 旧向峠小学校、50. 旧向峠小学校教職員住宅

旧向峠小学校の校舎は 1988 年に、体育館は 1994 年に、旧向峠小学校教職員住宅は 1997 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 35 年、29 年、26 年経過しています。

いずれの施設とも現在民間事業者の有償で貸与していることから、補助金等適正化法との関係を整理した上で、令和 7 年度までに貸付けの相手方への譲渡について協議します。

51. 旧大原小学校

校舎は 1991 年に、体育館は 1984 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 32 年、39 年経過しています。校舎は、1 室（全体で 10 室）を月 1 回程度サロンで使用し、体育館は、地域団体が年数回、スポーツ活動で利用しています。

令和 7 年度までに、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

(14) その他の施設

その他の施設として、52. 宇佐郷地区移動通信用鉄塔（附属施設）、53. 宇佐地区移動通信用鉄塔（1 工区）、54. 宇佐地区移動通信用鉄塔（2 工区）の 3 施設を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

52. 宇佐郷地区移動通信用鉄塔（附属施設）、53. 宇佐地区移動通信用鉄塔（1 工区）、

54. 宇佐地区移動通信用鉄塔（2 工区）

耐震基準を満たしており、移動通信施設として今後も必要なことから、必要な改修等を行って継続利用する。現在は無償貸付としているため、有償貸付についても検討する。

ウ アクションプログラム

52. 宇佐郷地区移動通信用鉄塔（附属施設）、53. 宇佐地区移動通信用鉄塔（1 工区）、

54. 宇佐地区移動通信用鉄塔（2 工区）

移動通信施設として新耐震基準で建設し、建築から 23 年～24 年が経過しています。携帯電話会社等の通信事業者は無償で貸し付けていることから、有償化又は譲渡について検討・協議します。

(15) 遊休資産

遊休資産として、55. 旧宇佐小学校職員住宅、56. 旧錦高根診療所の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は397ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

55. 旧宇佐小学校職員住宅、56. 旧錦高根診療所

旧耐震基準の建物であることから、廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

55. 旧宇佐小学校職員住宅、56. 旧錦高根診療所

旧宇佐小学校職員住宅は、1956年に、旧錦高根診療所は1960年に、いずれも旧耐震基準で建設し、建築からそれぞれ67年、63年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっており、現在未使用なことから、除却時期を調整します。

4. 錦地域宇佐川エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(18施設)

ア 集会系施設（15施設）

28. 金山谷集会所、29. 後野集会所、30. 三和集会所、32. 暇集会所、33. 福田集会所、
34. 立野集会所、35. 宇佐郷上集会所、36. 宇佐集会所、38. 向峠西集会所、39. 三共集会所、
40. 山崎集会所、41. 常国集会所、42. 浅原集会所、43. 大原下集会所、44. 柏原集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
28～44	譲渡の方針に基づき関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	28. 金山谷自治会、29. 後野自治会、30. 三和自治会、32. 宇佐郷中自治会、33. 宇佐郷中自治会、34. 宇佐郷上自治会、35. 宇佐郷上自治会、36. 入江谷自治会、38. 向峠西自治会、39. 三共自治会、40. 山崎自治会、41. 常国自治会、42. 宇佐郷下自治会、43. 大原下自治会、44. 柏原自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・錦総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

イ 産業系施設（1施設）

12. 向峠地区農業センター

【対応方針】

「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 12										
	適化法との関係整理 譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	利用団体									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・錦総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・農林振興課									

ウ その他の施設（２施設）

49. 旧向峠小学校、50. 旧向峠小学校教職員住宅

【対応方針】

旧向峠小学校は、補助金等適正化法との関係を整理した上で、現在貸与している民間事業者の有償による譲渡を協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
49. 50.										
	現在の貸与者と譲渡の協議			協議結果に基づき対応						
49										
	適化法との関係整理									
協議先	民間事業者									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・教育政策課									

(2) 廃止について協議する施設（７施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（４施設）

45. 宇佐公衆便所、48. 旧宇佐小学校（体育館）、55. 旧宇佐小学校職員住宅、56. 旧錦高根診療所

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和７年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 45～56	用途廃止手続 除却計画策定の中で時期の調整 除却計画に基づく対応									
協議先	55. 土地所有者									
担当部署	除却の調整、施設維持管理・・・45. 錦総合支所地域振興課、55. 教育委員会錦支所 56. 地域医療課（錦中央病院） 本庁所管部署・・・45. 観光振興課、55. 教育政策課、56. 地域医療課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（３施設）

31. 大原上集会所、37. 向峠生活改善センター、48. 旧宇佐小学校（校舎）

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和７年度までに協議を行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
31. 37. 48	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づく対応						
協議先	31. 大原上自治会、37. 向峠東自治会、48. 宇佐地区自治会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・31. 37. 錦総合支所地域振興課、48. 教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・31. 37. 地域づくり推進課、48. 教育政策課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(14 施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設

該当する施設はありません。

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（2 施設）

1. 高根 21 世紀センター、16. 高根出張所

【対応方針】

保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。地域づくり拠点施設に位置づける施設については、令和 7 年度までに、地域力をいかした活動・管理運営手法について検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
1. 16	必要な改修を行い継続使用									
	管理運営手法・体制の検討			検討結果に基づく対応						
協議先	高根地区自治会連合会									
担当部署	施設維持管理・・・錦総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（12 施設）

8. 寂地峡観光施設（寂地公園案内所）、9. 寂地峡管理棟（菩提樹）、10. 寂地峡休憩所、
15. 錦宇佐診療所、21. 高根バス車庫、22. 市営バス関連施設、27. 宇佐川小学校教職員住宅、
46. 宇佐郷あさぎり市公衆便所、47. 宇佐ふれあい広場公衆便所

【対応方針】

今後も行政重要に应えるため必要な修繕等を行い継続使用します。利用実態のないトイレは廃止について検討します。車庫・倉庫・書庫は、令和 7 年度までに全体の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14							
8～47																	
21・22				必要な修繕等を行い継続使用													
27	車庫・倉庫・書庫の在り方検討																
	他の用途への活用等の検討																
担当部署	施設維持管理・・・8～10. 21. 22. 46. 47. 錦総合支所地域振興課、15. 地域医療課、 27. 教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・8～10. 46. 47. 観光振興課、15. 地域医療課、21. 22. 交通政策課、 27. 教育政策課																

23. 錦宇佐住宅、24. 錦向峠住宅、26. 錦高根若者定住住宅

【対応方針】

必要な管理戸数を確保するため、必要な修繕を行い、継続使用します。耐用年限経過の時期を捉え、今後の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
23. 24. 26										
	必要な修繕を行い継続使用。耐用年限経過の時期を捉え、今後の在り方を検討									
担当部署	建築住宅課、錦総合支所農林建設課									

(4) 建て替え等を進める（検討する）施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設(19 施設)

ア らかん高原関連施設（3 施設）

3. らかん高原交流センター、4. らかん高原オートキャンプ場、5. 羅漢山青少年旅行村

《参考》

① らかん高原本郷野外活動交流施設、② 本郷 らかん高原無料休憩所

③ 本郷 らかんバンガロー（大バンガロー）、④ 本郷 らかんバンガロー（ケビン）

⑤ 本郷 らかんバンガロー（ログハウス）

【対応方針】

広域的交流拠点として基本的に機能は継続するものの、施設が老朽化していることから、利用実態、アウトドアに関するニーズを精査し、錦地域の施設を含めて、らかん高原全体の施設の在り方、経営の在り方について、令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 4. 5. ①～⑤										
	利用実態の把握・ニーズの調査・ 施設の現況把握 らかん高原の施設、経営の在り方検討									
協議先	指定管理者その他関係団体等									
担当部署	検討を行う部署・・・錦総合支所地域振興課、本郷支所、美和総合支所農林建設課 施設維持管理・・・本郷支所 本庁所管部署・・・観光振興課									

イ 消防団施設（４施設）

17. 消防団錦方面隊３－３消防器庫兼詰所、18. 消防団錦方面隊３－４消防器庫、

19. 消防団錦方面隊３－５消防器庫兼詰所、20. 消防団錦方面隊４－４消防器庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和７年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和８年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
17～20										
	消防団の体制、組織の検討 消防団施設再配置 計画策定									
協議先	岩国市消防団錦方面隊第３分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・錦総合支所地域振興課、危機管理課 施設維持管理・・・錦総合支所地域振興課、危機管理課 本庁所管部署・・・危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（１施設）

13. 宇佐川小学校

【対応方針】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議し、施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
13										
	当面必要な修繕を行い、継続使用。引き続き適正化について検討									
担当部署	検討を行う部署・・・教育政策課、学校教育課、教育委員会錦支所 施設維持管理・・・教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・教育政策課									

エ 今後の在り方などの検討（６施設）

6. 錦高根総合交流促進施設「清流の郷」、7. 体験ふれあい農園研修棟（どろんこの館）

11. 錦宇佐農産物加工場

【対応方針】

利用実態、施設の状況等を精査し、令和7年度までに今後の在り方を検討します。

錦宇佐農産物加工場は、補助金等適正化法との関係を整理し、地域利用の可能性について譲渡を含めて検討・協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
6. 7. 11.	利用実態・経営状況の精査し今後の在り方検討 検討結果に基づき対応									
協議先	6. 7. 指定管理者、11. 利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・6. 7. 錦総合支所地域振興課、11. 錦総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・6. 7. 観光振興課、11. 農林振興課									

52. 宇佐郷地区移動通信用鉄塔（付属施設）、53. 宇佐地区移動通信用鉄塔（1工区）

54. 宇佐地区移動通信用鉄塔（2工区）

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
52. 53. 54										
	有償化又は譲渡の協議・検討			協議結果に基づく対応						
協議先	通信事業者									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・錦総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・施設経営課									

オ サウンディング型市場調査等により売却等を検討する施設（5施設）

2. 落合集会所、14. 高須へき地保育園、25. 錦大原住宅、48. 旧宇佐小学校（給食棟）、

51. 旧大原小学校

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。（錦大原住宅を除く。）

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
2. 14. 25. 48. 51											
	利用実態の精査										
											
	公的利用・地域利用の調査										
	適化法との関係整理										
		サウンディング型市場調査等				検討結果に基づき対応					
		による売却等の検討									
協議先	2. 51. 地元自治会										
担当部署	検討を行う部署・・・2. 錦総合支所地域振興課、14. 保育幼稚園課、 25. 建築住宅課・錦総合支所農林建設課、48. 51. 教育委員会錦支所 施設維持管理・・・2. 錦総合支所地域振興課、25. 錦総合支所農林建設課、 14. 保育幼稚園課、48. 51. 教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・2. 地域づくり推進課、14. 保育幼稚園課、25. 建築住宅課、 48. 51. 教育政策課										

5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくなることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組みを評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされおり、こうした評価を適切に実施するためにも、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

錦地域、宇佐川エリアの公共施設では、「らんかん高原関連施設」、「錦高根総合交流促進施設「清流の郷」、体験ふれあい農園研修棟（どろんこの館）」及び公営住宅等に指定管理者制度を導入しています。

改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価の仕組みを構築し、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

(5) らかん高原の施設及び経営の在り方について

らんかん高原は、山口県とともに建設した総合的なレジャー施設であり、昭和47年度に現在の錦側に山口県により第1野営場の管理棟及び炊飯棟が建設され、現在の「らんかん高原青少年旅行村」として整備が行われました。（施設は昭和51年に譲受）全体の敷地面積は本郷側が約70ha、錦側が約173haで、次のような施設が設置されていました。

錦側：テニスコート（S60、61）、オートキャンプ場（H10）、らんかん交流センター（H13）、スキー場など

本郷側：らんかん高原牧場（S48）、無料休憩所（S51）、らんかん高原野外活動施設（センターハウス）（S55）、管理棟（S56）、ふれあい動物園（S60）、人工スキー場（S62）、スポーツゲームハウス（H1）、バンガロー3棟（H1～H9）、ポポロの森キャンプ場（H3）

このうち、錦側のスキー場、本郷側の人工スキー場、ふれあい動物園、スポーツゲームハウス、ポポロの森キャンプ場は、現在閉鎖されています。

らんかん高原の来場者数は、本郷側は、ピーク時の昭和61年頃には約10万人となっていました、その後、施設の閉鎖、老朽化に伴い観光客は減少し平成20年頃は約1万人となっています。

錦側の来場者数（オートキャンプ場・交流センター）は、平成18年が約6,500人、平成19年が約5,900人、平成20年が約3,400人、平成21年が約5,300人、平成22年が約4,000人、平成23年が約4,200人となっています。

近年の来場者数（施設利用者）は、平成29年度には約11,200人、平成30年度には約8,500人、令和元年度には約11,000人となり、コロナ禍の影響を受け、令和2年度には約7,200人、令和3年度には約6,700人、令和4年度には約4,600人と減少しています。

開設期間は、4月1日～11月30日（定休日水曜日）で、管理運営は指定管理者制度を導入し（錦側の施設は平成19年から、本郷側の施設は平成24年から導入）、平成24年度の指定管理料は10,200千円、令和5年度は12,267千円となっています。

指定管理者においては、各施設の維持管理に努め、軽微な修繕なども対応されていますが、施設全体として老朽化が進んでいることから、その対応が課題となっています。

らんかん高原は、岩国市の玖北地域における重要な観光スポットのひとつであり、地域の活性化を図る上で、必要性の高い観光資源であるとともに、更なる発展性を備えた資源であることから、既存施設の利活用の在り方や市内外からの集客を図るためのプロモーション戦略、管理運営手法などの検討が急務となっています。

具体的には、らんかん高原を利用した事業展開（例えば、一人キャンプ、BBQ、山登り、自然ネイチャー体験などの体験活動、ツリーハウス、合宿、イベント誘致など）により集客を図るほか、星空体験や、海までをも見渡せるロケーションをいかすことで、若者を呼び込むスポットとして、また、らんかん高原放牧場の草地を改良して綺麗な牧草地に変えることで、牧歌的なイメージを打ち出し、錦側とは違うシチュエーションとして活用するなど考えられます。

一方、県内外からの来場者への宿泊施設の提供の在り方など、周辺の観光施設の在り方をも踏まえた検討が必要となっています。

このほか、広報展開については、SNSを利用した情報発信に拡充を図っていますが、来場者数は減少傾向を示していることから、観光客のニーズを的確に捉えた上で、情報提供の在り方について見直す必要もあります。

こうした課題を整理し、令和7年度までに、具体的な事業展開を含め、今後のらんかん高原の在り方について、行政と指定管理者だけではなく、地域の人々や関係団体、観光やアウトドアの専門家等と検討します。

7. 施設位置図

